物価高高騰対策等総合支援特別融資保証 (県伴走物価高)

制度の特徴

金融機関との対話を通じた「経営行動計画」を策定したうえで、金融機関による継続的な伴走支援が行われることを目的としたもので、保証料を大幅に引き下げた制度です。

対 象	者	能登6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に事業所を有し、次のいずれかに該当する中小企業者 1.SN4号、SN5号いずれかの認定書を取得している 2.売上または利益率が5%以上減少している 3.罹災証明書(R6能登地震もしくはR6奥能登豪雨)を取得している ※11市町(金沢市・白山市・小松市・加賀市・能美市・かほく市・羽咋市・津幡町・内灘町・中能登町・宝達志水町)については上記要件3に限り利用可能です。
保証限度	額	1 億円
保 証 期	間	10年以内
据置期	間	5年以内
金	利	真水調達のみの場合・・・1.55%以内 借換えを含む場合・・・保証期間7年以内は2.25%以内 7年超は2.35%(変動)以内
保 証	料	対象者1,3は 0.2% 対象者2は 0.2~1.15%
担	保	不要
連帯保証	人	原則として、法人の代表者を除いては、保証人は不要 (一定の要件を満たせば、経営者保証を不要とする取り扱いが可能です)